

# 社会福祉法人しゅらの郷福社会

## 平成28年度 事業計画

### ○ 法人運営

#### 1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しゅらの郷福社会は、法人定款第3条の規定に則り、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

#### 2 事業運営

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

##### (1)第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

一般相談支援事業の経営

特定相談支援事業の経営

障害児相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

##### (2)公益事業

藤井寺市委託相談支援事業

療育支援事業

### 3 本年度の重点施策

(1) 虐待防止への取り組みを行う。

昨年設置(平成27年4月15日)した「虐待対策室」の機動的運営を図る。

対策室のメンバー:理事長、常務、各管理者、事象の関係者

(昨年の実績として虐待対策室を6回開催し、随時職員からの聞き取り調査を実施。また講師を招いて虐待に関係する研修も行った)

(2) 従たる施設「つばさ」を開所(平成27年11月)したことによる新規入所者の確保に力をいれる。それにより法人の収支改善に寄与する。

(3) 支出削減に可能な限り努力し、法人の資金収支を改善する。

(4) 新社会福祉法への準備を遺漏なく実施する。

(5) 研修の強化による人材育成を図る。

### 4 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会の開催

- ① 5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
- ② 3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
- ③ 随時 必要に応じて開催

(2) 評議員会の開催

- ① 5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
- ② 3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
- ③ 随時 必要に応じて開催

### 5 経営委員会の開催

法人の事業運営の効率・効果的な推進を図るため、経営委員会を随時開催し事業所間の調整を行う。

## ○ 多機能型事業所「あゆみ」 従たる事業所「つばさ」

定員(40名)

定員(20名)

### 1 事業運営方針

#### (1)基本理念

「一人ひとりが尊重され、大切にされる存在である。」「地域社会において豊かな生活を営む。」という理念の基、一人ひとりの思いを大切に障害の有無にかかわらず誰もが尊重され、地域で共に生活し働き余暇が楽しめる生活を作り出す。仲間の健康と安全を第一としさまざまな思いを持ちそれぞれの思いが、自己実現できるよう共に考え必要な支援を受けながら実践を深め地域社会の中で生活が可能となる社会の実現を目指していく。

#### (2)事業内容

##### ①『就労移行支援』 「つばさ」定員 6名 (28年度利用予定数 3名)

一般就労を希望している仲間に対して、生産活動その他の活動を通じて就労に必要な知識・能力の向上を図り、職場実習・職場探し等を通じ適正に合った職場への就労及び定着を目指す。また、職場定着のため生活面においては、健康の維持管理と自己管理を徹底し、人との関わりを大切に社会の一員としての自覚が持てるよう支援を行う。

##### ②『就労継続支援事業B型』 「あゆみ」定員 10名 (28年度利用予定数 9名)

「つばさ」定員 14名(28年度利用予定数 14名)

仲間が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動を通じて、就労に向けた知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。また、作業等を通じて日常生活の維持向上を図る。また仲間が自立した生活が営めるように、工賃の水準を高めていく。

##### ③『生活介護事業』 「あゆみ」定員 30名 (28年度利用予定数 29名)

日常生活及び社会生活を営むことができるように、常時介護等の支援が必要な仲間に対して必要な介護・訓練を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。また、生産活動を通じて日常生活の維持向上を図る。

#### (3)具体的方針

##### ① 仲間の健康と安全

② 本人の思いに十分な配慮を払い、個々のニーズに合わせた支援を行う。

③ 仲間の将来の生活を展望する「目標」に向けて必要な支援を検討し実践していく。

- ④ 地域に開かれた施設として施設行事での地域開放、仲間の地域行事への参加、機関紙を発行し地域への配布、情報の提供に努める。
- ⑤ 他施設間交流を深め支援に繋げる。
- ⑥ 仲間ご家族との協力関係の維持。
- ⑦ 常に自己点検し、仲間の立場に立ったサービスの提供を実践する。

## 2 支援の目標

### (1) 仲間の基本的人権の尊重

- ① 障害にかかわらず誰もが人として尊重され、これを侵されることなく保障されるよう努める。
- ② いかなる場合であっても強制的な言動、暴言、体罰、差別的な言動をしない。
- ③ サービスの提供にあたり障害が重い、軽い等障害程度で仲間を理解するのでなく生活習慣や考え方、一人ひとりの想いを大切にす。
- ④ 人格を尊重し、温かで親しみやすい雰囲気をもってユーモアのある会話を心がける。

### (2) 健康と安全の確保

常に仲間の健康状態に注意し、健康保持、疾病や事故の防止に備え健康維持、増進に努める。

- ① 健康診断の実施。「健康診断 1 年に 1 回、歯科検診 1 年に 1 回(予定)」  
毎月、第1月曜日に嘱託医による仲間の検診を行う。
- ② 生活への配慮(体重チェック、検診)
- ③ 感染症、食中毒の発生及び蔓延防止措置・早期発見に努め、保健所と連携し必要に応じ助言、指導等を得る。
- ④ 空調設備等施設内の適温適湿保持。

## 3 作業活動の充実と社会的自立

あらゆる面で仲間主体の活動を作り出せるよう取り組んでいく。

作業活動においては、細かく作業計画をたて常時安定した仕事を提供できることを目標に作業工程、作業内容 について検討する。仲間自身が、「仕事」としての認識を持ち社会的ルールを体得しつつ達成感を感じられるように努める。

## 4 仲間の支援

個別支援計画を年度当初に本人とそのご家族に確認し了承を得て、3ヶ月後、6ヶ月後に3者によるモニタリングを実施し、その都度個別支援計画の見直しを行い支援を遂行する。

## (1) 生活支援

仲間の QOL を低下させることなく維持・向上に努め、一人ひとりの想いを大切に僅かな可能性を見落とすことなく潜在能力の開発、育成に努め、情緒的なプログラムを取り入れて、楽しくいきいきと暮らしが出来るよう支援する。

また、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を取り入れて、自己啓発を支援する。

## (2) 作業支援

仲間一人ひとりが、十分に能力が発揮できるよう潜在能力の開発、育成に努め、仲間主体の活動を作り出せるよう取り組んでいく。

### ア 農作業

年間農耕計画を立案し、雑草抜きから畝作り・肥料まき等の農作業を通じて収穫の喜びを体験する。又、収穫した農産物を地域に販売することは、地域との交流を深めるとともに仲間の励みとなる。今後は、販売拠点を増加させて、仲間の就労意欲をかきたてると共に、大きな喜びを得てもらう。

なにわ伝統野菜の生産もおこない工賃アップにつなげる事とする。

本格的な農産物の生産を目指す為に、農業指導員による技術指導をお願いする

### イ 軽作業

業者との信頼関係をより深めることで作業(内職)の定期的な受け入れを確保する。また、軽作業の取り組み方を検討していく。

軽作業先の選別を行うと共に、軽作業の内容を検討し効率の高い仕事の受注を増加させる。また、就労訓練と工賃アップを兼ねての施設外就労(授産物の販売等)を推進していく。

### ウ クラフト(手芸品)

好評を得ている「祝い箸」を継続して製作すると共に、季節感を打ち出した季節商品の製作に取り組むと共に販路を開拓していく。また地元の幼稚園、小中学校、支援学校の卒業式、入学式用コサージュの製作に取り組む。

当法人のホームページを積極的に活用。ホームページ上において、授産製品の紹介を行い、販売をめざす。

#### 授産製品のバザー計画の立案

藤井寺市役所前でのバザーの販売計画(月 1 回)

道明寺での梅まつり、観音祭り等でのバザー販売計画

### エ アルミ缶リサイクル

地元の津堂地区並びに藤井寺地区と協力して、アルミ缶リサイクルを行う。

藤井寺地区においては、運営に協力してくださる施設、商店、学校、個人先等

との連携を強化して、アルミ缶リサイクルを行う。

今後は、さらに積極的に他地区にも活動範囲を広げて新規開拓を強化する。

### (3) 工賃

工賃支払い規程に基づき仲間に工賃を支払う。仲間の工賃増加計画を推進し、工賃アップを目指す。

### (4) 就労支援

就労支援センター等の支援機関の積極的活用及びハローワークとの連携、企業開拓活動を強化して、就労支援を積極的に推進する。またジョブガイダンス、施設外実習へも積極的に参加していく。

### (5) 食事の提供

昼食については、個々の仲間の健康状態に合わせて、低カロリー食、一口サイズ食、一口おにぎり食、普通食の弁当を外注により提供する。

## 5 避難訓練

仲間の安全確保が最優先であり、平素から火災、地震等不測の事態に対し行動できるように火災場所を想定した避難訓練を3ヶ月に一回行うとともに総合避難訓練を年2回実施する。

## 6 余暇(行事)活動

仲間の意向が、反映できるよう企画段階から仲間がスタッフとして参加し、余暇活動に取り組む。自分の意思で好きな活動に参加できるようにその選択肢に関する可能な限りの情報を提供する。施設外での余暇(行事)活動を積極的に取り入れる。生活訓練として、日帰り遠足の実施、また一泊の宿泊訓練を予定(日時、場所等は検討中)それにより、社会生活訓練を行う。

また、他施設間との交流を行い、より多くの人と関わりを広げていく。

## 7 地域交流

(1) 地域の人々の理解を深めるためには、施設を知ってもらうことが不可欠である。今後、地域生活への移行を展開する上からも地域の連携をより一層深める必要から、地域への積極的な情報の提供や広報活動を進めていく。

(2) 「あゆみ」の広報誌の定期的発行

「あゆみ」の活動を紹介する広報誌を発行し 地域や関係団体等に配布する。

(3) 「あゆみ」が身近で開かれた施設であることを地域の理解を得るために、「あゆみまつり」など施設行事への参加を積極的に呼びかけていく。

- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) 各施設連絡会、日中活動系部会、藤井寺市障害者支援会議への参加
- (6) あき缶回収を通じての地域との連携
- (7) 地域行事への参加(月1回、津堂地区の清掃活動の実施)
- (8) 地域の企業との連携を図り、施設外就労先並びに仲間の就職先を確保する。

## 8 緊急時等の対応

危機管理マニュアルに従い、迅速・的確に必要な措置を講じる。

## 9 苦情解決

苦情を受け付ける窓口を設置し、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたる。また、客観的・公平な立場で対応する第三者委員を設置し、利用者が安心して利用できる取り組みを行う。

## 10 虐待防止

虐待防止の為に、虐待防止マニュアルに沿って、あゆみ内にて、虐待防止委員会を設置する。

## 11 職員研修

職員の資質向上を図るため、計画的に研修を実施していく。

- (1) 外部研修・・・外部で行われる研修に積極的に参加する。また他施設の見学を行う。授産活動内容の見学。
- (2) 内部研修・・・事故防止、虐待防止、ケース検討、メンタルヘルス対策、発達障害への取り組みについての研修。

## 12 「あゆみの従たる施設・つばさ」について

「あゆみ」においては、利用者数が定員を超過しており、平成 27 年 11 月より従たる施設「つばさ」を開所。「つばさ」においては、就労移行と就労継続B型の事業を展開しており、就労と高作業効率に特化した事業を展開中。今後は、利用者の増員を図ると共に、事業内容の充実を図っていきたい。

設置場所 藤井寺市道明寺 1 丁目 4-35

## ○ 支援センターしゅらの郷

### 1 障がい者(児)相談支援事業 相談支援センターぴんぽん

#### ①実施場所

藤井寺市小山1-1-1 エストエムビル3階

#### ②開所日及び時間

月～金曜日 9:00～17:45

相談受付は 10:00～17:00(緊急時は携帯にて対応)

#### ③職員構成

管理者(兼相談支援専門員) 1名

相談支援専門員 1名

事務職員(他部署兼任) 1名

#### ④事業内容

##### 1)相談支援事業(藤井寺市委託)

障がいのある人の地域生活での自立を目指し、様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

##### 2)指定特定相談支援事業

###### 「基本相談支援」

障がい者(児)からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言等の支援を行います。

###### 「計画相談支援」

障がい者(児)が障がい福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

##### 3)指定障がい児相談支援事業

###### 「障がい児相談支援」

障がい児が障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

##### 4)指定一般相談支援事業

###### 「地域移行支援」

###### 「地域定着支援」

障がい者支援施設や病院等に入所・入院している方を地域生活へ移行し(地域移行支援)、地域で安住できるよう支援(地域定着支援)を行います。また、地域で単身生活している方の常時の連絡体制の確保や緊急時の対応を行います。



## 2 療育支援事業

発達障害に特化した特色を活かし、障がい児ならびに障がい者が身近な地域で療育指導および相談等が受けられる療育体制の充実を図るため、支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員等を対象として、来談・訪問等により、療育・相談に係る助言・指導・研修を行い、療育等の実施機関の重層的な連携を図る。また、地域社会においての相談機関として、障がい児・者ならびに保護者の直接的な相談支援を行なう。

- (1) 療育相談および機関に対する支援。
- (2) 昨年に引き続きペアレント・トレーニング講座(前期6回・後期6回)、ソーシャルスキル・トレーニング講座(前期6回・後期6回)を実施する。
- (3) 発達検査の実施。(WISC-IV・WAIS-III・KABC-II・新版K式)
- (4) 発達障がい児の野外・宿泊体験によるソーシャルスキル訓練の実施  
(補助金申請中)  
実施場所 神戸

## 3 サマースクール

- (1)開催目的  
障がいのある児童生徒の夏休み中のレクリエーション、また、長期休暇期間中の保護者の負担の軽減を目的として開催する。同時に、一般の方にボランティア活動を通じて障害児福祉への理解を深めてもらう機会としても企画している。
- (2)開催日時  
2016年7月28日(木) 予定  
午前10:00～午後4:00
- (3)開催場所  
藤井寺市立道明寺東小学校 予定  
(体育館・プール・一部教室)
- (4)対象者  
藤井寺市内在住または通学する障害のある学齢児童生徒  
(小学生～中・高等部生)
- (5)介助体制  
当法人職員並びに大学生を中心とした市民ボランティア
- (6)募集人員  
定員 児童20名 ボランティア30名

## 4 藤井寺市委託 障害児・障害者ふれあい支援事業

### (1)事業目的

障害児(者)の日中における活動の場を提供し、また障害児(者)の家族等の就労支援及び介護負担などの軽減を図る。

### (2)実施場所

藤井寺市市民総合会館 別館3階(301、302、307、308)

### (3)利用定員

障害児20名程度 障害者10名程度

### (4)開所日及び時間

毎週木曜日及び年末年始以外の終10:00~20:00

※学校長期休暇期間は、9:00開所とする

※送迎は10:00開始、最終は19:00とする。

### (5)事業内容

#### ① 余暇活動の支援

少人数の集団の中で、個々の障害の特性及び認知特性を考慮したプログラムを取り入れ、グループ活動を提供する。学齢期・成人期それぞれに合わせた取り組みに加えて、幅広い年齢層が共に活動する機会を通して異世代交流を図る。また、一人ひとりの特性を把握したうえで、個別に応じたグループ活動を提供する。利用者がほっとできる憩いの場であり、楽しめる場である。趣味活動など興味の幅をひろげ、個々の生活の質を向上できるように支援する。

#### ア 創作活動

ぬり絵、折り紙、工作、絵画、編み物などの活動を通して、製作や自己表現することを体験し、楽しいことややってみたいことを見つける。また、これらの活動(微細運動)から手先の巧緻性を高め、日常生活の諸活動をより主体的に行うことができるにする。

#### イ 各種教室

書道、水墨画、茶道、手芸教室を開き、環境設定、障害特性、認知特性への配慮及び工夫を考慮した指導を行う。

#### ウ 運動

ダンス、リズム体操、平衡感覚遊びなどの運動を通して、身体活動を活発にし仲間と関わりを深めていく。また、道具や補助具を工夫して誰もが「できる環境づくり」を設定し多くの成功体験を通じて運動の楽しみを見出す。

#### エ レクリエーション

音楽レクリエーション、ビデオ鑑賞、音楽鑑賞、さいころゲーム、トランプ、オセロ、将棋、卓球、風船バレー、ボーリング、TVゲーム、カラオケなどの活動を通じて、利用者の余暇活動が充実し、自分から楽しみを見出せるようにする。また、ミニ運動会、ボーリング大会、テーブル卓球大会、カラオケ大会を行う。

#### オ 感覚統合

触覚を刺激する遊び(ボールプール、積み木、ドミノ倒し、粘土など)、前庭覚を刺激する遊び(平衡感覚遊び、タオルブランコ、バルーンなど)を通して、遊びの各場面での感覚情報を目的に応じて整理し、感覚のネットワークがうまく機能するように促す。

#### カ 療育、療法

SST(ソーシャルスキル・トレーニング)、場面の視覚化・構造化、トークンを用いた行動療法を通して、個々に応じた「困り感」の改善と利用者の積極的な活動参加を支援する。

#### キ 施設外活動

散歩、外出、地域行事への参加などボランティアを募り、安全の確保の下で施設外での活動に取り組み、有意義に余暇を過ごす上で必要となる社会的な力が身につくよう支援する。

#### ② 相談支援、療育支援

障害児(者)と保護者に対しての相談支援・家族支援・療育支援を行う。

また、講師を招いて療育教室を開催する。療育・育児に関する相談の場や子育てについての正しい知識を学ぶ場を提供する。それらを通して速やかに相談者のニーズに応じた相談機関・教育機関・医療機関等とつなげていく。

#### (6)利用者の送迎サービス

送迎を希望する利用者に対して送迎サービスを実施する。

#### (7)地域との交流

障害者理解の促進とノーマライゼーションを目指し、地域のボランティア団体等関係機関と連携して交流を深める。また、クリスマス会等行事では、社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連動し、高齢者とふれあう機会を設ける。

#### (8)ボランティアの受け入れ

随時ボランティアを受け入れる体制を整え、障害福祉への興味・関心を深めていく。

## ○ ヘルパーステーション ウインドミル

### 1 事業運営方針

平成24年度に利用者が大幅に激減し、運営状態も厳しい状態であったが、徐々に利用者も増え、ヘルパーも増えてきました。27年度は少しずつではありますが運営状態も良くなってきています。今年度も利用者の方が満足していただけるサービス・安心・安全に事故なく支援を行い、より良い支援を行う為に介護計画の見直し、ヘルパーの指導を行い介護の質の向上に努め、信頼してもらえるヘルパーステーションを築いていきます。

## 2 事業内容

藤井寺市、羽曳野市、松原市を通常の実施地域として次のサービスを提供する。

### (1) 居宅介護・重度訪問介護

利用者がその能力に応じ、居宅において自立した日常生活または社会生活を営む事が出来るよう利用者の身体その他状況等に応じて、必要な援助を適切かつ効果的に行う。

- ① 居宅介護計画 サービスの提供にあたり目標を明確にして作成
- ② 身体介護 食事、排せつ、衣類の着脱、入浴、身体の清拭  
洗髪等の介護
- ③ 通院介護 通院時の同行介護
- ④ 家事援助 調理、洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物等の家事

### (2) 移動支援事業

障がい者(児)が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう移動を支援する。

- ① サービスの提供にあたり目標を立て、安全に配慮した移動支援計画の作成
- ② 銀行、冠婚葬祭、理美容など社会生活上必要な外出支援
- ③ 映画、プール、遊園地など余暇を楽しむための外出支援

## 3 サービスの質の確保のために

### (1) 計画的な職員研修

ヘルパー等の従業者の資格向上を図り、良質なサービスを提供するために次の通研修を実施する。

- ① 現任研修 法人内及び外部研修の受講、事業所内会議・ヘルパー会議
- ② 採用時研修 職業倫理・介護技術指導・同行指導など

### (2) 迅速な苦情解決

苦情受付窓口を設置し利用者及びその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたる。

### (3) 利用者の人権擁護、虐待防止の仕組み

- ① ヘルパー会議・研修を通して障がい特性を理解し、虐待を防止する。
- ② 一人ひとりの気づきを共有し、風通しの良い職場環境を整備する。

### (4) 個人情報の保護

業務上知りえた利用者及びその家族の個人情報については、関係法令等を尊種し適正に取扱うとともに、その秘密の保持を全従業者に徹底する。

## ○しゅらの郷福祉会 鈴藤

### 1 共同生活援助事業(グループホーム)運営方針

障がい者が、地域で、その人らしい自立した生活を送る事を目的とし、24時間安心して過ごすことができるように支援を行う。従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用の立場に立ったサービスの提供に努める。地域との結びつきを大切にし、関係市町村、他の関係機関と連携を図り、総合的な支援に努める。

### 2 短期入所支援事業(ショートステイ)運営方針

居宅において障がい者の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に対し、短期入所をして、夜間における入浴、食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

### 3 事業内容

#### (1)住環境の提供

居室(収納スペース・冷暖房含む。)、調理室、浴室、トイレ(共同)などの生活必要な環境を提供し、随時の確認と緊急時の対応を通して安全な生活確保に努める。

#### (2)食事管理

カロリー計算のされた、栄養バランスの取れた食事を提供します。

利用様のニーズに沿ったメニュー内容の充実を図り、個々に合わせた食事を提供する。

#### (3)健康管理

日常生活上必要なバイタルチェック、通院、服薬について支援する。

身体的健康維持の為、健康診断(年1回)とインフルエンザの予防接種を行い、生活習慣病・感染症の予防に努める。

また、毎日入浴する機会を提供し、身体の清潔保持に努めるよう指導し、より一層気持ちよく生活できる環境を提供する。

#### (4)個別支援計画の作成

1 入居者の個別支援計画書を作成し、これに基づいたサービスを提供する。

2 個別支援計画について、事業所は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとする。

(1) 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、作成するものとする。

(2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を入居者に交付・説明し内容の確認ならびに記名押印を受けるものとする。

(3) 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6か月に1回見直しし、状態や支援内容が変更ある場合は、直ぐに支援計画作成する。

#### 4 サービスの質の確保のために

##### (1) 計画的な職員研修

世話人・支援員の資質向上を図り、良質なサービスを提供する為に次のとおり研修を実施する。

(1) 現任者研修 法人内及び外部研修の受講、ホーム内会議・世話人、指導員会議を行う。

(2) 採用時研修 職業倫理・介護技術指導など

##### (2) 相談・苦情等に対応

入居者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、入居者の対場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努める。

##### (3) 利用者の虐待防止の仕組み

①職員会議を行い、研修を通して障害特性を理解し、虐待を防止する。

②一人一人の気づきを共有し、話し合い、より良い職場環境を作る。

##### (4) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者及び、その家族の個人情報については、関係者以外の他に漏らさない義務を負うものとする。

その秘密の保持を全職員に徹底する。

#### 5 年間事業計画

##### (1) 月例会議の実施

毎月1回スタッフ会議を行う。

##### (2) 研修

法人内外の研修への参加、また、月例会議にて伝達研修を行う。

##### (3) レクリエーションの実施

余暇支援を取り入れる。